

これだけは知っておきたい高齢者の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

～ よく生き合おう ～

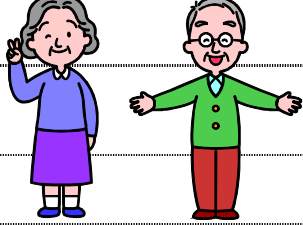
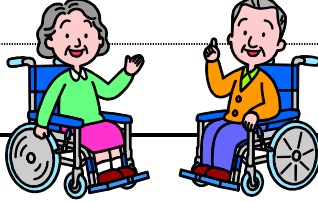
日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

高齢者の人権について正しく知りましょう

◇ 高齢化社会への世界・国の動き

年	国や国連	
1991(平成 3)	「高齢者のための国連原則」採択	
1992(平成 4)	高齢社会対策の基本理念 1999(平成 11)年を「国際高齢者年」採択	
1995(平成 7)	「高齢者対策基本法」施行	
1996(平成 8)	「高齢社会対策大綱」	
1999(平成 11)	「国際高齢者年」	
2000(平成 12)	介護保険施設における身体拘束の廃止 身体拘束ゼロ作戦	
2001(平成 13)	「成年後見制度利用支援事業」創設	
2006(平成 18)	「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 第 7 条:高齢者虐待を発見した場合の市町村への通報義務を規定 「地域包括支援センター」設置	
2012(平成 24)	「人生 90 年時代」を前提とした仕組みに転換する必要がある	
2016(平成 28)	「神戸宣言」日米欧先進 7 か国(G7)保健相会合 認知症の対策強化に取り組む	
2036(令和 18)	3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることが予想されている (国立社会保障・人口問題研究所の推測)	

◇ 高齢者に対する人権侵害⇔高齢者虐待防止法と通報義務

高齢者に対する人権侵害として、就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは家族等による無断の財産処分(経済的虐待)等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題になっています。

疾病(認知症)等のために介護を必要とする高齢者への虐待には、次の 5 つがあります。

身体的虐待 (暴行)	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待 (無断の財産処分)	ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)
---------------	-------	------	--------------------	------------------------

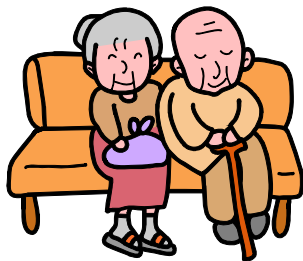
介護者の負担や疲れなどが原因でおこる場合も多くありますが、虐待行為は決して許されることではありません。

2006(平成 18)年には、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等が定められた「高齢者虐待防止法」が施行されました。**虐待により高齢者の生命や身体等に重大な危険が生じる場合は、虐待発見者は速やかに市町村に通報する義務**が課せられています。



◇「認知症になっても安心して暮らせるまち」の実現を目指して

認知症とは、脳の病気などが原因で、記憶・判断力などの障がいが起こり、生活に支障をきたした状態をいいます。本人自身も、何かおかしいことは理解しており、不安やもどかしさ、いらだち、恥ずかしさを感じています。



感情や心身の力は豊かにあるため、自分を理解してくれない周囲に怒りを感じている場合もあります。

認知症は、早期発見に努め、適切な治療や薬の服用をすることで進行を遅らすことができます。また、家族、地域の人が、認知症を正しく理解し、本人の気持ちや高齢者の尊厳を踏まえた適切な支援をすることで、よい経過をたどることもできます。

地域で本人や家族を手助けする

認知症サポーターとは ※詳しくは、岐阜市高齢福祉課までご連絡ください。

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者です。認知症サポーター養成講座を受講すれば、どなたでも「認知症サポーター」になることができます。

「認知症サポーター」は「なにか」特別なことをする人ではありません。講座を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するのが認知症サポーターです。

例えば、友人や家族に講座で学んだ知識を伝えていくことや、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努める、といったことも、サポーターにできる支援のひとつです。

その他にも商店・交通機関等や自らのほたるく場で、できる範囲で手助けをするなど、いろいろななかかわり方があります。



認知症サポーターの養成講座

<講座の内容> 認知症の基礎知識 / 認知症の方への接し方 / 認知症の人の気持ちの理解 / (90分間) 認知症の予防 / 認知症サポーターのできること 等

受講者には、認知症サポーターカードを配付。

企業等の団体には、希望により「認知症サポーターがいます」というロゴの入ったステッカーを配布。

見守りシール交付事業について

認知症により行方不明となり保護されたことがある方を対象にQRコードが印刷された見守りシールを無料で交付します。このシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付けておき、行方不明となった場合にQRコードを発見者がスマートフォンなどで読み取ることによって、保護時にかかわり方で注意すべきことなどのご本人の情報を知ることができ、また、インターネット上の伝言板を通じてご家族と連絡をとることができるものです。(発見者と保護者は、ご自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要はありません。)

認知症予防の10カ条

- 1 塩分と動物性脂肪を控えたバランスのよい食事を
- 2 適度に運動を行い足腰を丈夫に
- 3 深酒とタバコはやめて規則正しい生活を
- 4 生活習慣病(高血圧、肥満など)の予防・早期発見・治療を
- 5 転倒に気をつけよう 頭の打撲は認知症を招く
- 6 興味と好奇心をもつように
- 7 考えをまとめて表現する習慣を
- 8 こまやかな気配りをしたよい付き合いを
- 9 いつも若々しくおしゃれ心を忘れずに
- 10 くよくよしないで明るい気分で生活を



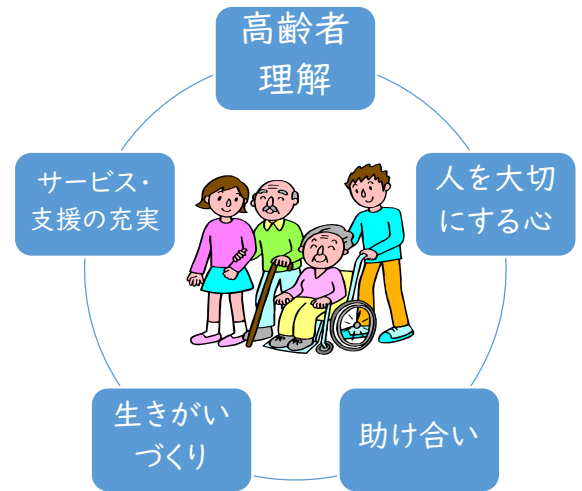
高齢者が差別されたり虐待されたりすることなく、 尊厳をもって生き生きと暮らせる社会をつくるために

◇ 高齢者が社会参画できる環境づくりと社会保障制度の充実

家庭や地域社会で、高齢者についての理解を深め、日常的な交流の促進を通して高齢者を大切にする心を育てるとともに、社会保障制度の充実を図る必要があります。

また、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりや互いに助け合えるまちづくりを進めることが大切です。

岐阜市においては、“高齢者の一人ひとりが生きがいをもち、地域で安心して暮らせる社会の創造”を基本理念に掲げ、『岐阜市高齢者福祉計画』を策定し、取組が進んでいます。



<岐阜市地域包括支援センター>

岐阜市が委託した公的機関として市内 19 か所にあり、地域で支えあう地域ケアを推進しています。

センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置され、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な総合相談窓口として生活に関する様々な相談をお受けしています。電話や来所による相談のほか、来所が難しい場合は訪問による相談も応じていますのでお気軽にご相談ください。

担当地区	名称	所在地	電話番号
金華・京町・明徳・本郷	中央北	岐阜市京町 2 丁目 12 番地	058-213-0128
徹明・木之本	中央西	岐阜市昭和町 2 丁目 10 番地 3	058-215-7616
梅林・白山・華陽	白梅華	岐阜市長旗町 2 丁目 19 番地	058-266-8388
島・城西	島城西	岐阜市西島町 2 番 11	058-232-5088
早田・則武	清流	岐阜市鷺山向井 2563-18-5	058-201-6204
木田・七郷・合渡	西部	岐阜市寺田 7 丁目 86 番地 1	058-251-6541
黒野・方県・西郷・網代	岐北	岐阜市黒野 176 番地 5	058-234-3933
長良・長良西・長良東	長良	岐阜市長良 2977 番地の 3 の 1	058-231-8188
鷺山・常磐	北部	岐阜市南蝉 2 丁目 122 番地北川ビル 1F	058-295-4510
岩野田・岩野田北	岩野田	岐阜市栗野東 5 丁目 173-1	058-214-4640
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岐阜市岩井 4 丁目 10-1	058-241-7003
本荘・三里	三里本荘	岐阜市本荘 2938 番地 1 江崎ビル 1F	058-215-7655
市橋・鏡島	精華	岐阜市鏡島南 1 丁目 1 番 10 号	058-252-3066
鶉・日置江・柳津町	境川	岐阜市中鶉 3 丁目 14 番地	058-276-1163
加納東・加納西・茜部	南部	岐阜市茜部菱野 1 丁目 65-2 河ハビル 1-B	058-275-0173
厚見	厚見	岐阜市東明見町 17-1	058-214-4001
長森南	長森南	岐阜市蔵前 4-19-5	058-247-8160
日野・長森北・長森東・長森西	長森	岐阜市塩町 2 丁目 32	058-245-2855
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	岐阜市芥見 3 丁目 175-1	058-243-0593

高齢福祉課地域包括支援係
058-214-2090

岐阜市成年後見センター
058-269-5501

高齢者虐待通報
058-265-3889